



## 7月は“社会を明るくする運動”全国強調月間です。

法務省主唱の“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は令和5年で73回を迎えました。「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間として、全国各地で新聞やテレビの広報活動、街頭広報など、さまざまな催しを実施しています。



“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行の無い明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

坂祝町ではこの運動を啓発するため、7月3日(月)に保護司・更生保護女性会の方が内閣総理大臣・岐阜県知事からのメッセージを町長へ伝達したほか、坂祝駅前・スーパーセンターオークワ坂祝店での啓発活動や、小中学校を訪問し、更生への理解を深めてもらいました。

期間中は、ほぎもんバスへの標語貼付などによる周知・啓発を実施しています。

※一緒に、更生保護女性会ボランティアとして活動して下さる会員を募集しています。安全で安心な社会づくりのために関心ある方は、ぜひお問い合わせください。

問い合わせ先：窓口税務課 ☎66-2405



## 人権相談の窓口について

日常生活や身の周りの人権問題(家庭内や学校職場での暴力問題、いじめ、差別、虐待、セクハラ等の問題など)について悩みごとがありましたら、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

## 【相談日】

令和5年 8月17日(木)、10月19日(木)、  
12月6日(水)、令和6年 2月20日(火)

【時 間】午後1時から午後4時

※相談時間は上記の時間の中で30分程度。

【場 所】サンライフさかほぎ

問い合わせ先：窓口税務課 ☎66-2405

●また、電話やインターネットによる相談も行っていますので、下記をご利用ください。

★セクハラ・家庭内暴力など女性の人権問題

## 女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810



★さまざまな人権問題のインターネットによる相談

## インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>



★さまざまな人権問題の電話による相談

## みんなの人権110番

☎ 0570-003-110



★いじめ・虐待など子どもの人権問題

## 子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

電力・ガス・食料品等価格高騰  
重点支援地方交付金実施事業

## 【子育て世帯への生活支援】

- ◆町立幼稚園、小中学校における給食費自己負担分を4ヶ月分(9月から12月)免除します。
- ◆就学前園児給食費補助を実施し、町立幼稚園以外の園に通園するお子さんの保護者の方に、町立幼稚園で実施する給食費の免除と同程度の支援を行います。
- ◆学校給食費補助を実施し、町外の小中学校に在籍するお子さんの保護者の方に、町立小中学校で実施する給食費の免除と同程度の支援を行います。

※補助の詳細は教育委員会教育課及びこども課へお尋ねください。

## 【就学前園児に関する支援】

こども課 ☎66-2410(直通)

## 【義務教育児童・生徒に関する支援】

教育課 ☎66-2409(直通)

## 【令和5年度住民税非課税世帯への生活支援】

◆低所得世帯支援金

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、令和5年度住民税非課税世帯(世帯全員が非課税の方で構成された世帯)に対し支援金を支給します。

国が指定する3万円に、町より2万円を加算し、5万円を給付します。

申請書送付は7月下旬、申請期間は8月から10月までの3か月間となります。

## 【生活支援】

福祉課 ☎66-2406(直通)